

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
平成27年6月26日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	3件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	3件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	4件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	4件

厚生局受付番号 : 東海北陸 (受) 第 1500016 号

厚生局事案番号 : 東海北陸 (厚) 第 1500039 号

第1 結論

請求者のA社における平成17年12月2日の標準賞与額を19万7,000円に訂正することが必要である。

平成17年12月2日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下、「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成17年12月2日の訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ①平成17年6月
②平成17年12月

A社から平成17年6月及び同年12月に賞与を支給されていた。しかし、賞与の記録がないので、年金の給付に反映する記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間②について、B銀行から提出されたお取引明細表及びA社の複数の事務担当者の陳述によると、請求者は、平成17年12月2日において同社から賞与の支給を受けていたことが認められる。

また、A社から提出された当時の役員に係る貸金台帳によると、平成17年12月2日に当該役員に賞与が支給され、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、請求者は、事業主から19万7,000円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、20万円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間②に係る標準賞与額の認定については、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の賞与額のそれぞれに

見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、請求者の当該期間に係る標準賞与額については、上記お取引明細表及び当時の役員に係る貸金台帳において推認できる賞与支給額から、19万7,000円とすることが必要である。また、請求期間②に係る賞与の支給日については、上記お取引明細表において確認できる振込日から、平成17年12月2日とすることが必要である。

なお、事業主が、請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、平成26年に解散したときの事業主から平成17年12月2日に係る請求者に係る届出や保険料納付について、回答が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

一方、請求期間①について、B銀行から提出されたお取引明細表によると、概ね25日に支払われていた給与の振込みとは別に、平成17年6月7日にA社からの振込額（30万円）が確認できる。

また、課税庁から提出された所得照会回答書において確認できる平成17年の社会保険料控除額は、同社から提出された請求者に係る厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書において確認又は推認できる報酬額、オンライン記録の標準報酬月額並びに上記請求期間②の標準賞与額に基づく社会保険料控除額を上回る。

さらに、A社の当時の複数の事務担当者は、請求者は、平成17年6月に賞与を支給され、当該賞与から厚生年金保険料が控除されたと思う旨の陳述をしている。

しかしながら、i) オンライン記録により、A社の同僚等のうち、平成17年6月に標準賞与額の記録が確認できるすべての同僚等に係る標準賞与額の支払年月日は、平成17年6月2日とされていることが確認できること、ii) 商業登記簿によると、請求者は請求期間①に同社の取締役であったことが確認できるところ、同社の当時の役員及び給与事務担当者は、役員賞与は6月に支給されなかった旨を回答していること、iii) 同社から提出された当該役員に係る貸金台帳によると、平成17年6月に賞与が支給されていないことが確認できること、iv) C信用金庫から提出された流動性元帳により、同社から平成17年4月22日に200,000円、同年7月5日、同年10月3日及び平成18年1月11日に300,000円の振込みが確認でき、請求者は当該振込については、同社から経費を振り込んでもらっていた旨の陳述をしているところ、当該4回の振込記録のうち、3回の振込記録の金額は、上記お取引明細表において確認できる振込額（30万円）と一致していること、v) 平成26年に解散したときの事業主から回答が得られないこと、vi) D健康保険組合から提出された請求者の被保険者記録によると、請求期間①の標準賞与額の記録は確認できないことから、平成17年6月に請求者に賞与が支給されておらず、上記お取引明細表において確認できる平成17年6月7日の振込額が賞与でないと推認できる。

このほか、請求者の請求期間①について、標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求期間

①については、請求者が標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号：東海北陸（受）第1500014号

厚生局事案番号：東海北陸（厚）第1500041号

第1 結論

請求者のA社における平成17年6月1日から平成23年7月1日までの期間、平成23年12月1日から平成24年1月1日までの期間及び平成24年4月1日から同年5月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。

平成17年6月から平成23年6月まで、平成23年12月及び平成24年4月の標準報酬月額については、平成17年6月から平成20年8月までは13万4,000円から15万円、平成20年9月から平成21年6月までは13万4,000円から14万2,000円、平成21年7月から平成22年8月までは13万4,000円から18万円、平成22年9月から平成23年5月までは14万2,000円から18万円、平成23年6月は14万2,000円から19万円、平成23年12月は19万円から28万円、平成24年4月は30万円から34万円とする。

平成17年6月から平成23年6月まで、平成23年12月及び平成24年4月の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成17年6月から平成23年6月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

事業主が請求者に係る平成23年12月及び平成24年4月の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

請求者のA社における平成18年12月10日の標準賞与額を10万円から11万5,000円、平成19年7月10日の標準賞与額を10万円から13万6,000円に訂正することが必要である。

平成18年12月10日及び平成19年7月10日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成18年12月10日及び平成19年7月10日の訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成17年6月1日から平成23年7月1日まで
② 平成23年12月1日から平成24年1月1日まで
③ 平成24年4月1日から同年5月1日まで
④ 平成18年7月10日
⑤ 平成18年12月10日
⑥ 平成19年7月10日

A社に勤務した期間のうち、請求期間①から③までについて、給与の総支給額に比べて標準報酬月額が異なっている。また、請求期間④から⑥までの賞与について、支給額より標準賞与額の記録が低い。これらの標準報酬月額及び標準賞与額を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①のうち、平成17年7月1日から同年8月1日までの期間、平成17年9月1日から同年10月1日までの期間、平成19年4月1日から同年7月1日までの期間、平成20年9月1日から平成21年9月1日までの期間、請求期間②及び③については、請求者から提出されたA社の給与明細書により、請求者は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額（平成17年7月、平成17年9月、平成19年4月から同年6月までの期間及び平成20年9月から平成21年8月までの期間は13万4,000円、平成23年12月は19万円、平成24年4月は30万円）を超える報酬月額（平成17年7月は20万9,750円、平成17年9月は27万円、平成19年4月は26万750円、平成19年5月は26万1,500円、平成19年6月は22万7,500円、平成20年9月は26万7,063円、平成20年10月は32万1,938円、平成20年11月は26万7,438円、平成20年12月は28万9,438円、平成21年1月は30万7,188円、平成21年2月は29万9,000円、平成21年3月は32万875円、平成21年4月は29万625円、平成21年5月は30万5,000円、平成21年6月は31万7,688円、平成21年7月は28万7,375円、平成21年8月は29万8,938円、平成23年12月は28万2,100円、平成24年4月は33万8,300円）の支払を受け、報酬月額に基づく標準報酬月額（平成17年7月は20万円、平成17年9月は28万円、平成19年4月及び同年5月は26万円、平成19年6月は22万円、平成20年9月は26万円、平成20年10月は32万円、平成20年11月は26万円、平成20年12月は28万円、平成21年1月及び同年2月は30万円、平成21年3月は32万円、平成21年4月及び同年5月は30万円、平成21年6月は32万円、平成21年7月は28万円、平成21年8月は30万円、平成23年12月は28万円、平成24年4月は34万円）と異なる標準報酬月額（平成17年7月、平成17年9月及び平成19年4月から同年6月までの期間は15万円、平成20年9月から平成21年6月までは14万2,000円、平成21年7月及び同年8月は18万円、平

成 23 年 12 月は 30 万円、平成 24 年 4 月は 36 万円)に見合う厚生年金保険料(平成 17 年 7 月は 1 万 400 円、平成 17 年 9 月は 1 万 716 円、平成 19 年 4 月から同年 6 月までの期間及び平成 20 年 9 月から平成 21 年 6 月までの期間は 1 万 981 円、平成 21 年 7 月及び同年 8 月は 1 万 3,815 円、平成 23 年 12 月は 2 万 4,618 円、平成 24 年 4 月は 2 万 9,542 円)を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間①のうち、平成 19 年 9 月 1 日から平成 20 年 9 月 1 日までの期間及び平成 21 年 9 月 1 日から平成 23 年 7 月 1 日までの期間については、請求者の標準報酬月額、オンライン記録によると平成 19 年 9 月から平成 20 年 8 月までの期間及び平成 21 年 9 月から平成 22 年 8 月までの期間は 13 万 4,000 円、平成 22 年 9 月から平成 23 年 6 月までは 14 万 2,000 円と記録されているが、請求者から提出された給与明細書により、標準報酬月額の決定の基礎となる 4 月から 6 月までは標準報酬月額(平成 19 年は 24 万円、平成 21 年は 30 万円、平成 22 年は 32 万円)に相当する報酬月額が事業主により請求者に支払われていたことが確認でき、当該報酬月額に基づく標準報酬月額(平成 19 年 9 月から平成 20 年 8 月までは 24 万円、平成 21 年 9 月から平成 22 年 8 月までは 30 万円、平成 22 年 9 月から平成 23 年 6 月までは 32 万円)より低い標準報酬月額(平成 19 年 9 月から平成 20 年 8 月までは 15 万円、平成 21 年 9 月から平成 23 年 5 月までは 18 万円、平成 23 年 6 月は 19 万円)に見合う厚生年金保険料(平成 19 年 9 月から平成 20 年 8 月までは 1 万 981 円、平成 21 年 9 月から同年 11 月までは 1 万 3,815 円、平成 21 年 12 月から平成 22 年 8 月までは 1 万 4,134 円、平成 22 年 9 月から平成 23 年 5 月までは 1 万 4,452 円、平成 23 年 6 月は 1 万 5,255 円)を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の標準報酬月額については、給与明細書で確認又は推認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額から、平成 17 年 7 月、平成 17 年 9 月、平成 19 年 4 月から同年 6 月までの期間及び平成 19 年 9 月から平成 20 年 8 月までの期間は 15 万円、平成 20 年 9 月から平成 21 年 6 月までは 14 万 2,000 円、平成 21 年 7 月から平成 23 年 5 月までは 18 万円、平成 23 年 6 月は 19 万円、平成 23 年 12 月は 28 万円、平成 24 年 4 月は 34 万円とすることが必要である。

また、請求期間①のうち、平成 17 年 6 月 1 日から同年 7 月 1 日までの期間、平成 17 年 8 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間、平成 17 年 10 月 1 日から平成 19 年 4 月 1 日までの期間及び平成 19 年 7 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間については、請求者から提出された当該期間の前後の給与明細書、平成 19 年度(平成 18 年分)及び平成 20 年度(平成 19 年分)の課税資料並びに複数の同僚の給与明細書から判断して、請求者は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額(13 万 4,000 円)を超える標準報酬月額(15 万円)に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが推認できる。

なお、事業主が請求者に係る請求期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しているが、給与明細書等において確認又は推認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所（当時。平成22年1月以降は、年金事務所）で記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書等で確認又は推認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

事業主が請求者に係る請求期間②及び③の厚生年金保険料を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

請求期間⑤及び⑥については、請求者から提出された流動性預金取引明細表により、請求者はA社から賞与の支払を受けていたことが認められる。

また、複数の同僚の賞与明細書により、これらの同僚は請求者と同時期に賞与が支給され、当該賞与からオンライン記録により確認できる標準賞与額を超える賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、請求者は、請求期間⑤及び⑥に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間⑤及び⑥の標準賞与額については、流動性預金取引明細表、平成19年度（平成18年分）及び平成20年度（平成19年分）の課税資料並びに同僚の賞与明細書から推認できる厚生年金保険料控除額から、平成18年12月10日は11万5,000円、平成19年7月10日は13万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求期間⑤及び⑥の厚生年金保険料を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

一方、請求期間④については、請求者から提出された流動性預金取引明細表により、請求者はA社から賞与の支払を受けていたことが認められるものの、平成19年度（平成18年分）課税資料及び同僚の賞与明細書から推認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額は、オンライン記録の標準賞与額（10万円）を超えないことから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、訂正は認められない。

厚生局受付番号：東海北陸（受）第1500047号

厚生局事案番号：東海北陸（厚）第1500042号

第1 結論

請求者のA社における平成13年11月1日から平成16年10月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成13年11月から平成16年9月までの標準報酬月額については、平成13年11月から平成15年3月までは9万8,000円から20万円、平成15年4月は9万8,000円から22万円、平成15年5月から平成16年8月までは9万8,000円から20万円、平成16年9月は10万4,000円から20万円とする。

平成13年11月から平成16年9月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成13年11月から平成16年9月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成13年11月1日から平成16年10月1日まで

請求期間はA社に勤務しており、給与を支給され厚生年金保険料を控除されていたが、年金記録と給与明細書の保険料控除額に見合う標準報酬月額が相違しているので、標準報酬月額を訂正して年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、オンライン記録によると、請求者の標準報酬月額は平成13年11月から平成16年8月までは9万8,000円、平成16年9月は10万4,000円と記録されているが、請求者から提出されたA社の給与明細書により、標準報酬月額の決定の基礎となる4月から6月まで（平成14年以前は、5月から7月まで。）は標準報酬月額（平成13年は24万円、平成14年は22万円、平成15年は28万円、平成16年は22万円）に相当する報酬月額が事業主により請求者に支払われていたことが確認でき、当該報酬月額に基づく標準報酬月額（平成13年11月から平成14年9月までは24万円、平成14年10

月から平成15年8月までは22万円、平成15年9月から平成16年8月までは28万円、平成16年9月は22万円)と異なる標準報酬月額(平成13年11月から平成15年3月までは20万円、平成15年4月は26万円、平成15年5月から平成16年9月までは20万円)に見合う厚生年金保険料(平成13年11月から平成15年4月までは1万7,350円、平成15年5月から平成16年9月までは1万3,580円)を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の標準報酬月額については、給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額から、平成13年11月から平成15年3月までは20万円、平成15年4月は22万円、平成15年5月から平成16年9月までは20万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から回答は得られないが、給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所(当時)で記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1500029号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1500037号

第1 結論

請求期間について、訂正請求記録の対象者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和27年生
住所 :

2 被保険者等の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生

3 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和44年2月1日から昭和45年3月1日まで
生前に訂正請求記録の対象者は、請求期間にB県C市D区にあるA社に勤務していたと話していたが、厚生年金保険の被保険者記録がない。請求期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 判断の理由

訂正請求記録の対象者について、訂正請求記録の対象者の知人が、「時期は記憶にないが、A社において、訂正請求記録の対象者が1年ほど勤務していた。」と陳述していることから、期間を特定することはできないものの、訂正請求記録の対象者がA社において勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、厚生年金保険適用事業所名簿及びオンライン記録によると、A社は、昭和45年4月25日に厚生年金保険の適用事業所となっており、訂正請求記録の対象者の請求期間に適用事業所であった記録は確認できない。

また、A社の請求期間当時の事業主は既に死亡している上、商業登記簿謄本によれば、同社は、現存しているものの事業の実態はなく、現在の事業主とも連絡が取れないことから、訂正請求記録の対象者の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

さらに、健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、A社が厚生年金保険の適用

事業所となった昭和45年4月25日と同日に同社において資格取得している被保険者は、事業主のほかに4人確認できるものの、いずれの者も、訂正請求記録の対象者の請求期間において、厚生年金保険の被保険者記録のある者はいない上、当該被保険者4人は、既に死亡しており、訂正請求記録の対象者の勤務実態及び同社における厚生年金保険の加入状況等の証言を得ることが出来ない。

このほか、訂正請求記録の対象者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、訂正請求記録の対象者が厚生年金被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸 (受) 第1500077号

厚生局事案番号 : 東海北陸 (厚) 第1500038号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社 (現在は、B社)、C社、D社、E社及びF社における船員保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和52年11月1日から昭和54年8月1日まで

私は、請求期間にC社が所有するG船舶に乗船していたが、年金記録を確認したところ、請求期間に係る記録が無いことが分かった。同船舶にはマンニング会社と契約して乗船した。提出した資料の中の給与明細書に社名の確認できるA社がマンニング会社であったかもしれないが、確信は持てない。D社、E社またはF社であったのかもしれない。G船舶に乗船した時の関係資料と思われるものを提出するので、調査して当該請求期間について、船員保険の被保険者として年金額に反映するよう訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出されたG船舶に乗船した時のものとする関係資料から、勤務期間は特定できないものの、請求者が同船舶に乗船しH職として勤務していたことはうかがわれる。

しかし、船舶所有者名簿によると、A社の船員保険の新規適用日は昭和56年2月1日であり、同社が請求期間に船員保険の適用事業所であったことが確認できない上、B社は当時のことは不明である旨の回答をしていることから、請求者の請求期間における勤務実態及び船員保険料の控除について確認できる資料等を得ることができない。

また、I法人から提出された資料及び当該法人の回答により、C社がG船舶の所有者と認められるところ、同社は、同社が所有する貸金台帳に請求者の氏名は無く、その他の当時の資料がないため同船舶のマンニング会社等について不明である旨の回答をしている上、同社に係る船員保険被保険者名簿に請求期間において請求者の氏名は見当たらず、被保険者証の番号の欠番も無く、請求者から提出されたG船舶のクルーリストに記載された同僚の氏名も見当たらないことから、請求者の請求期間における勤務実態及び船員保険料の控除について確認できる資料等を得ることができない。

さらに、商業登記簿謄本によるとD社は平成27年1月9日清算終了していることが確認できる上、船舶所有者名簿によると、同社の船員保険の新規適用日は昭和54年9月1日であり、同社が請求期間に船員保険の適用事業所であったことが確認できないことから、請求者の請求期間における勤務実態及び船員保険料の控除について確認できる資料等を得ることができない。

加えて、i) 船舶所有者名簿によると、E社は昭和62年4月10日に船員保険の適用事業所でなくなっていること、ii) 商業登記簿謄本によると同社は平成5年*月*日破産終結していることが確認できること、iii) 同社に係る船員保険被保険者名簿に請求期間において請求者の氏名は見当たらず、被保険者証の番号の欠番も無い上、上記のG船舶のクルーリストに記載された同僚の氏名も見当たらないことから、請求者の請求期間における勤務実態及び船員保険料の控除について確認できる資料等を得ることができない。

その上、商業登記簿謄本によると、F社は破産廃止決定が平成3年*月*日で確定されていることが確認できる上、船舶所有者名簿によると同社が請求期間において船員保険の適用事業所であったことが確認できないことから、請求者の請求期間における勤務実態及び船員保険料の控除について確認できる資料等を得ることができない。

また、請求者から提出されたA社発行の給与明細書により8月21日から9月20日までの給与の給与額（39万円）及び控除された船員保険料額（4万90円）等が確認できるものの、当該給与明細書に給与対象の年が記載されていないところ、昭和53年8月当時の当該船員保険料額及び船員保険料率から算出した報酬額と一致する標準報酬月額がない一方、請求者の請求期間後の同社に係る船員保険の記録が確認できる期間のうち、昭和56年8月の標準報酬月額38万円の被保険者負担額に相当する船員保険料額と上記の給与明細書により確認できる船員保険料控除額が一致することから、当該給与明細書は請求期間後の昭和56年8月のものであることが推認できる。

このほか、請求者の請求期間における勤務実態及び船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が船員保険の被保険者として請求期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸 (受) 第 1500007 号
厚生局事案番号 : 東海北陸 (厚) 第 1500040 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社（その後、B社）における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日、並びに厚生年金保険の標準報酬月額の見直しを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ①昭和 47 年 8 月 13 日から昭和 47 年 9 月 21 日まで
: ②昭和 47 年 9 月 21 日から昭和 48 年 3 月 31 日まで
: ③昭和 48 年 3 月 31 日から昭和 48 年 4 月 1 日まで

請求期間①については、C社勤務中にA社への転職が決まり、昭和 47 年 8 月中に転職したのであるから、空白期間が生じるはずがなく、資格取得日は同年 8 月 13 日である。

請求期間②については、A社の給与はC社の給与より高額（2倍）のため転職を決め、後に転職したD社での給与は、入社 2 年後にA社での給与に追いついたと記憶しているので、同社での標準報酬月額は 12 万円から 13 万円程のはずである。

請求期間③については、A社に昭和 48 年 3 月末まで勤務しており、資格喪失日は同年 4 月 1 日となるはずである。

請求期間①から③までを年金額に反映するよう訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①及び③について、請求者に係る雇用保険の記録によると、事業所名は不明であるものの、昭和 47 年 9 月 21 日に資格取得、昭和 48 年 3 月 30 日に離職していることが確認できるところ、この記録はA社における厚生年金保険の被保険者記録と符合している。

また、A社において、請求期間①に厚生年金保険被保険者記録がある 47 名の同僚に照会し 28 名から回答を得たが、当該期間における請求者の勤務実態を裏付ける回答を得ることができない。

さらに、A社において、請求期間③に厚生年金保険被保険者記録がある 82 名の同僚に照会し 45 名から回答を得たが、当該期間における請求者の勤務実態を裏付ける回答を得ることができない。

加えて、i) B社は既に厚生年金保険の適用事業所でないこと、ii) 同社の当時の事業主の連絡先は不明であること、iii) 請求者が当時の人事又は経理担当者として姓を挙げた二人のうち、姓が一致する一人は死亡しており、残る一人は姓が一致する者が見当たらないことから、請求者の請求期間①及び③における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる資料等を得ることができない。

このほか、請求者の請求期間①及び③における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

2 請求期間②について、請求者は、標準報酬月額が12万円から13万円程のはずであるとしているが、i) B社は既に厚生年金保険の適用事業所でないこと、ii) 同社の当時の事業主の連絡先は不明であること、iii) 請求者が当時の人事又は経理担当者として姓を挙げた二人のうち、姓が一致する一人は死亡しており、残る一人は姓が一致する者が見当たらないことから、請求者の当該期間における給与額及び厚生年金保険料控除額について確認できる資料等を得ることができない。

また、A社において、請求期間当時に厚生年金保険被保険者記録がある111名の同僚に照会し64名から回答を得たが、当時の給料明細書を保管している者はいない。

さらに、A社に係る請求者の健康保険厚生年金保険被保険者原票の標準報酬月額の記録は、遡って訂正されるなどの不自然な処理が行われた形跡は見当たらない。

このほか、請求者の請求期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間②の請求に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号：東海北陸（受）第1500026号

厚生局事案番号：東海北陸（脱）第1500002号

第1 結論

昭和25年3月15日から昭和36年3月27日までの請求期間については、脱退手当金を受給していない期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和25年3月15日から昭和36年3月27日まで
年金事務所で年金記録を確認したところ、請求期間について脱退手当金を受給していることを初めて知った。脱退手当金は受け取っていないので、調査の上、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

請求者が勤務していた最終事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、請求期間に係る脱退手当金については、請求者の厚生年金保険資格喪失日である昭和36年3月27日から約3か月後の昭和36年6月28日に支給決定がなされている上、請求者の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を、厚生省（当時）から当該脱退手当金の支給庁である社会保険出張所（当時）へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえなない。

さらに、請求者から聴取しても受給した記憶がないというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、請求者は、請求期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。